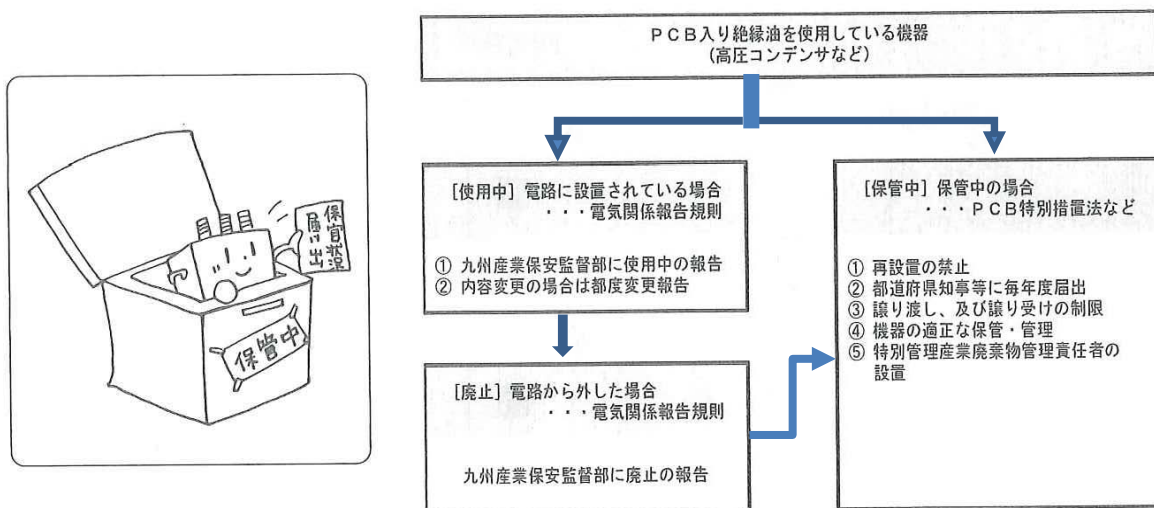


PCB使用電気機器の取り扱いについて

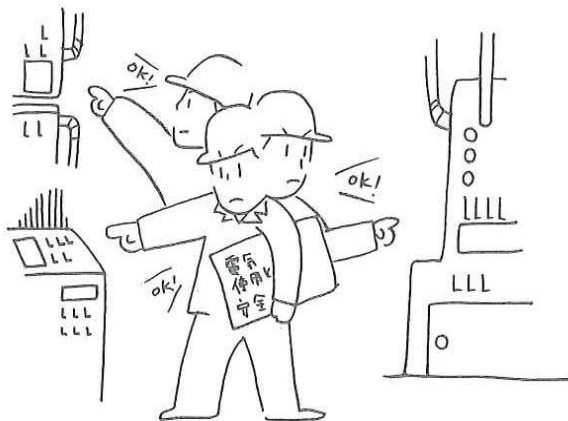
PCB使用電気機器は、電気関係報告規則により、使用状況等を九州産業保安監督部へ報告することが義務付けられています。また、保管中の機器は、PCB特別措置法により届出などが必要です。



※PCB使用電気機器の調査などで、高圧受電設備（キュービクル）に立ち入ることは、感電の恐れがあり大変危険です。必ず当社へご相談ください。

日常(巡視)点検のポイントについて

当社では、お客様の電気設備の点検を定期的に行っていますが、台風等で臨時的に電気設備の異常を発見されましたら、直ちに当社までご連絡ください。



定期的に電気設備の点検を行っていますが、電気事故防止の為に、お客様におかれましても電気システムで何らかの異常に気付かれた場合は、(有)でんき百十番にご連絡をお願いします。

でんき百十番は「電気的安全」を考えつづけ
お客様に「安心を与える」会社です。